

発議第6号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年9月15日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者	つくばみらい市議会議員	高木 寛房
賛成者	つくばみらい市議会議員	横田 透
賛成者	つくばみらい市議会議員	豊島 葵
賛成者	つくばみらい市議会議員	今川 英明
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川 よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	染谷 礼子
賛成者	つくばみらい市議会議員	鐘ヶ江 礼生奈

提案理由

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、国内でも「緊急事態宣言」解除後、再び感染者数が急増する傾向にあるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。

社会経済活動は段階的に回復されつつあるものの、大幅なGDPの落ち込みなど、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。

地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を、国に対し強く求める必要があります。

よって、国会及び関係行政庁においては、地方財政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、一般財源総額の確保や、

思い切った減収補填措置を講じること、安定的な地方税体系の構築に努めることなどを強く求め、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣及びまち・ひと・しごと創生担当大臣に別紙意見書を提出するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日

茨城県つくばみらい市議会